

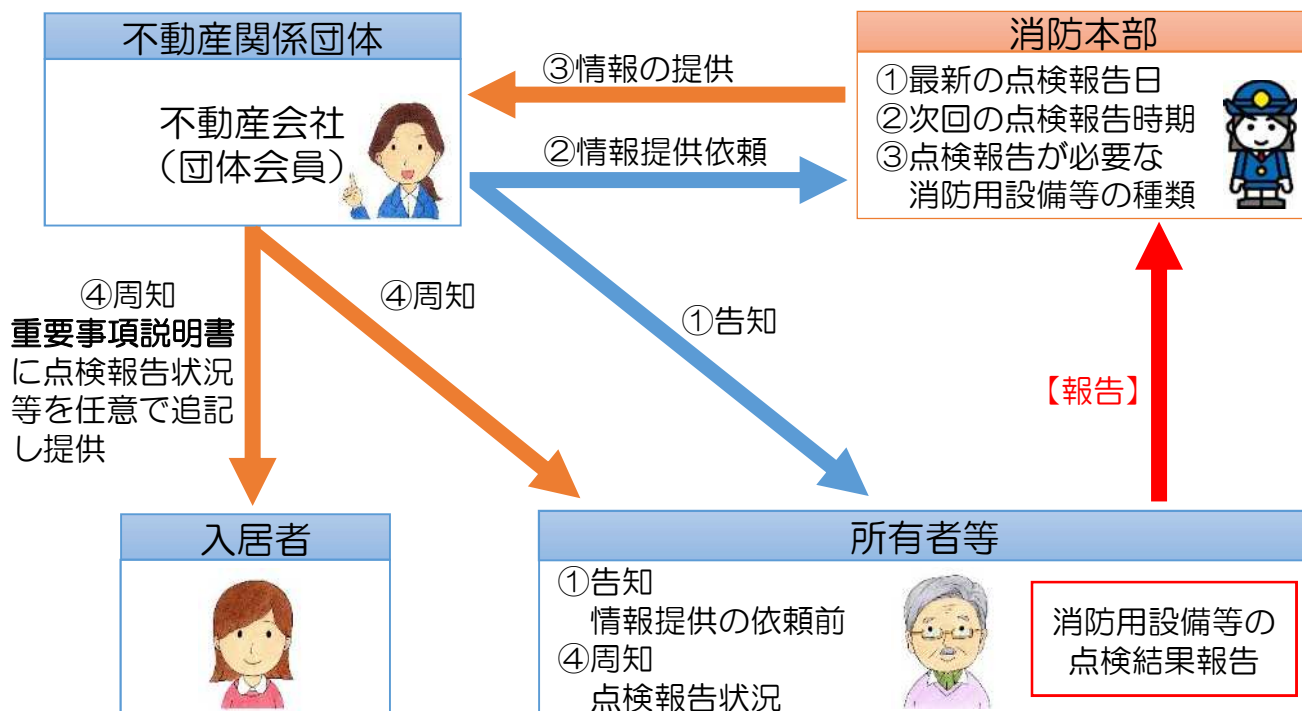
不動産関係団体の会員の皆様へ

消防用設備等の点検報告情報を活用して 安全・安心な建物の提供をお願いします

令和3年2月に山形県内全ての消防本部は、（公社）山形県宅地建物取引業協会と（公社）全日本不動産協会山形県本部との間で、それぞれ「防火対象物の消防用設備等点検結果報告の情報提供にかかる協定」を締結しました。

この協定は、消防本部が保有する消防用設備等に関する情報を、協定に基づいて会員の皆様に提供し、その情報を重要事項説明書に任意で追加記載することで、所有者等の点検報告に関する法令順守の促進や、借主等への安心・安全な建物の提供につなげることで、火災による人命危険の軽減を図ることを目的としています。

協定に基づく手続きのイメージ



山形市・山辺町・中山町の建物の問合せ先

山形市消防本部予防課

☎ 023 (634) 1195 FAX 023 (624) 6687

shobo-yobo@city.yamagata-yamagata.lg.jp

フローチャート

不動産関係団体の会員が、共同住宅の入居の斡旋や、商業ビルの売買を行うときに、その物件の消防用設備の状況を把握し、重要事項説明書に任意で追記したい。

事前確認

情報保有

消防用設備の点検報告は、建物の用途や規模により、必要のないものがあるため、物件によっては消防本部が情報を保有していない場合があります。

そのため、情報提供依頼書を提出する前に、消防本部に電話等で物件の情報を保有しているか確認して頂ければ、情報のない建物の場合は、所有者等への告知や情報提供依頼書を提出する必要がありません。

① 所有者等に対して事前に、消防本部から情報提供を受けることを必ず告知する。

② 消防本部に様式1「情報提供依頼書」を提出

消防本部では、不動産関係団体の会員であるかの確認を行います。

③ 消防本部が様式2「情報提供書」で回答

提供された情報は重要事項説明に任意で追記できます。

消防法のとおり点検し報告されていた。

点検と報告がされていない。

④所有者等に点検されていないことを周知

所有者等が点検と報告を実施

点検と報告をしない

所有者等からの連絡を受けて再告知

消防本部に様式1「情報提供依頼書」を提出

消防本部が様式2「情報提供書」で回答

④安心情報として重要事項説明書で周知。

④そのまま重要事項説明書で周知

防火対象物の情報提供 Q & A

令和3年3月現在
山形市消防本部

Q1 どのようなときに情報提供を依頼すればいいですか？

A1 建物の売買や貸借の場合で、宅地建物業法第35条の重要事項説明書に、消防用設備の状況を任意で追記しようとする場合に依頼することができます。

Q2 消防用設備等の点検報告制度とはどのようなものですか？

A2 消防用設備は、火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者は定期的に点検を実施し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。

特定防火対象物は1年に1回、それ以外は3年に1回報告する必要があります。

※ 特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院などで不特定多数の者又は災害時に援護が必要な者が出入りする施設

Q3 情報のない建物とありますが、具体的にはどのようなものですか？

A3 情報のない建物とは、消防用設備の設置義務がない戸建て住宅、長屋、一定規模以下の建物などになります。

消防本部では、消防用設備の設置義務がない建物については、情報を保有していません。

Q4 情報提供依頼を行う前に電話などで事前に確認するとありますが、電話などでの確認を行わないで情報提供依頼書を提出してもいいですか？

A4 事前の確認を行わずに情報提供依頼書を提出しても差し支えはありません。情報がない場合は「情報なし」などと記載して回答することになります。

電話等で事前に情報の有無を確認した場合に、情報がないことがわかれば、所有者への告知や、情報提供依頼書を提出していただく必要がなく、利便性が図れます。

Q5 所有者等に告知するとありますが、所有者の了承は必要ですか？

A5 所有者等には事前の告知が必要ですが、提供する消防用設備の情報が、個人情報に該当しないため所有者の了承は必要ありません。

Q6 情報提供依頼書を提出するにはどのような方法がありますか？

A6 消防本部の窓口、郵送、電子メール、FAXなどで依頼して下さい。

電子メール、FAXの場合は、誤送信を防止するため、事前に消防本部まで連絡して下さい。

山形県内消防本部担当窓口一覧

消防本部名	担当	管轄市町村	所在地	電話番号 ☎ FAX 電子メール
最上広域市町村圏 事務組合消防本部	予防課	新庄市 最上町 舟形町 金山町 真室川町 鮭川村 戸沢村 大蔵村	996-0002 新庄市金沢字中村1279-1 yobou@fd-mogami-yamagata.jp	0233-22-7521 ☎0233-22-7523
酒田地区広域行政 組合消防本部	予防課	酒田市 遊佐町 庄内町	999-6711 酒田市飛鳥字契約場30 yobou-s@fd-sakata.jp	0234-61-7113 ☎0234-52-3491
鶴岡市消防本部	予防課	鶴岡市 三川町	997-0857 鶴岡市美咲町36-1 shobo-yo@city.tsuruoka.lg.jp	0235-22-8332 ☎0235-22-0119
山形市消防本部	予防課	山形市 山辺町 中山町	990-0041 山形市緑町四丁目15-7 shobo-yobo@city.yamagata-yamagata.lg.jp	023-634-1199 ☎023-624-6687
置賜広域行政事務 組合消防本部	予防課	米沢市 南陽市 高畠町 川西町	992-0012 米沢市金池五丁目2-41 yobou@okikou.or.jp	0238-23-3107 ☎0238-26-2036
上山市消防本部	予防係	上山市	999-3144 上山市石崎一丁目7-46 shobo@city.kaminoyama.yamagata.jp	023-672-1190 ☎023-673-3250
西置賜行政組合 消防本部	予防課	長井市 白鷹町 飯豊町 小国町	993-0042 長井市平山4460 yobouka@west-fire.jp	0238-88-1797 ☎0238-88-1849
西村山広域行政 事務組合消防本部	予防課	寒河江市 河北町 大江町 朝日町 西川町	991-0003 寒河江市大字西根字石川西300-1 yobouka@nishimurayama-koiki.jp	0237-86-2571 ☎0237-86-3406
村山市消防本部	予防係	村山市	995-0035 村山市中央一丁目3-13 syoubouhonbu@city.murayama.lg.jp	0237-55-2514 ☎0237-53-3119
天童市消防本部	予防係	天童市	994-0027 天童市桜町2-1 shoubou-yobou@city.tendo.lg.jp	023-654-1191 ☎023-653-2806
東根市消防本部	予防係	東根市	999-3701 東根市大字東根甲7057-25 syoubou@higashine.net	0237-42-0134 ☎0237-43-7138
尾花沢市消防本部	予防 保安係	尾花沢市 大石田町	999-4224 尾花沢市新町四丁目5-1 shobo@city.obanazawa.yamagata.jp	0237-22-1131 ☎0237-22-1132

(備考) 誤送信を防止するため、FAXや電子メールによる場合は、事前に情報提供を求める消防本部に連絡して下さい。